

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第10号

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年相談室設置条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。